

職員の福利厚生等の状況について

本村は、地方公務員法第 42 条(昭和 25 年法律第 261 号)に基づき、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

(1) 共済制度

職員の共済制度は、沖縄県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合沖縄県支部にて、傷病、出産、休業、障がい、災害等に対し短期給付事業・長期給付事業・福祉事業を実施しています。

(2) 沖縄県市町村職員互助会

職員の福利厚生充実を目的として、「一般社団法人 沖縄県市町村職員互助会」へ加入しています。沖縄県市町村職員互助会は、沖縄県内の市町村及びこれに準ずる団体等で構成され、その主な財源は会員の掛金(給料月額の 10/1000)と公費の負担金(給料月額の 5/1000)から成り立っています。

沖縄県市町村職員互助会に対する公費負担状況(令和2年度決算)

互助会に対する 公費負担額 (千円)	会員掛金総額 (千円)	互助会 会員数 (人)	会員一人当たりの 公費補助金額 (円)	公費負担率 (%)
A	B	C	A/C	A/(A+B)
1,880	3,761	103	18,257	33.3%

個別事業等

給付事業	結婚祝金、銀婚祝金、入学祝金等
特別給付事業	人間ドック助成金、業務日誌交付費等
公益事業	なし